

(別紙2)

飼料作物種子備蓄対策 (飼料作物種子備蓄対策事業)

第1 事業の内容

補助事業者が、不測の事態に備えて、飼料作物種子（稲WCS、飼料用米の種子を除く。以下同じ。）を備蓄する場合において、当該飼料作物種子の備蓄に係る費用を助成する。

第2 交付の対象となる期間

補助金交付の対象となる期間は、補助金の交付決定のあった年度の4月1日から3月31日までとする。

第3 補助事業者

要綱別表の補助事業者欄の規定により畜産局長が別に定める要件は、次の(1)を満たす団体等であって、(2)～(4)までのいずれかに該当する民間団体等とする。なお、第8により、補助事業者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができるものとする。

(1) 次のア～ウまでを満たすこと

ア 本事業を行う意思及び具体的計画並びに不測の事態の発生により国内の飼料作物種子の需要に対する供給が大きく不足することが見込まれる場合に安定供給を適切に実施する能力及び体制を有する団体であること。

イ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書、報告書、収支決算書（これらの定めのない団体にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。

ウ 主たる事業所が日本国内に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。

(2) 農業協同組合又は農業協同組合連合会

(3) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（ただし、定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

(4) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

第4 事業実施計画

1 事業実施計画の作成

要綱第6第1項に定める事業実施計画については、様式第1号により作成するものとする。

2 事業実施計画の変更

補助事業者が、要綱第15の規定に基づき、事業実施計画の変更を行おうとする場合には、1の規定に準じて書類を作成するものとする。

3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定後に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、補助事業者は、あらかじめ、畜産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を様式第2号により、畜産局長に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、補助事業者は、事業について、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。また、この場合においても、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (3) (1)のただし書により交付決定前に着手する場合については、畜産局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第5 事業の要件

1 備蓄の実施

補助事業者は年間を通して第4の1の事業実施計画で設定した備蓄数量を備蓄するものとする。なお、本事業における全体の備蓄量は150tを下回らないものとする。

2 備蓄予定場所

第4の1の事業実施計画に定める備蓄予定場所は、備蓄用飼料作物種子の備蓄数量の確認が可能であって、かつ、次に掲げるア又はイのいずれかを満たす倉庫等とする。

ア 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の規定に基づき国土交通大臣に登録を行った者が保有する倉庫。

イ 補助事業者又は補助事業者の構成員が所有する倉庫。

3 備蓄用飼料作物種子の活用

補助事業者は、備蓄用飼料作物種子の活用の必要性が見込まれる場合において、事前に備蓄用飼料作物種子の活用数量、時期及び活用理由を記載した備蓄活用申請書（様式第3号）を畜産局長に提出し、その活用が承認された場合には、備蓄用飼料作物種子の供給を行うことができるものとする。ただし、国内外の異常気象、自然災害、紛争、疾病のまん延等の社会情勢の変化により緊急的に供給を行う必要がある場合には、事後の提出を認めるものとする。

4 備蓄用飼料作物種子の活用指示

畜産局長は、不測の事態の発生により、飼料作物種子の供給が不足する事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、補助事業者が備蓄する備蓄用飼料作物種子の活用その他の必要な措置を要請することができる。

第6 事業の手続き

1 保管経費の請求・支払

(1) 保管経費の請求等

保管経費は事業実施年度において月ごとに算出して得られた額の4月から3月までの合計額とする。ただし、保管料が設定されていない自社倉庫については、本事業により生ずる経費が明確に区分できるものであって、かつ、証拠書類によって金額等が確認できる光熱費、保守管理費等を補助対象とする。

(2) 請求書の審査及び支払

大臣官房予算課経理調査官（官署支出官）が、保管料経費の概算払請求及び精算払請求を受けた場合は、畜産局長が提出された概算払請求書又は実績報告書及び添付された関係書類の内容を審査の上、農林水産大臣から通知を受けた交付決定額の範囲内、かつ、要綱第6又は第15の規定に基づき作成又は変更した事業実施計画に記載された年間補助対象数量に係る補助金額の範囲内において、大臣官房予算課経理調査官（官署支出官）が支払を行う。

2 備蓄用飼料作物種子の活用手続

- (1) 畜産局長は、第5の3の規定により、備蓄活用申請書が提出された場合は、その供給の妥当性について審査する。
- (2) 畜産局長は、(1)の審査の結果、備蓄活用申請書の内容が適切であると認める場合は、その活用を承認するものとする。
- (3) 畜産局長は、補助事業者から備蓄活用申請書の提出がなく、備蓄計画数量を下回った場合又は(1)の審査の結果、備蓄活用申請書の内容が不適当であると認める場合は、要綱第23の規定に基づき、当該事業実施計画に係る補助金の交付決定の取消しを行い、当該年度に補助事業者を支払った補助金を全額返納させるものとする。
- (4) 補助事業者は、備蓄活用申請書の承認後、やむを得ない事由により、活用の期間、数量等を変更する必要がある場合は、備蓄活用変更申請書（様式第4号）を畜産局長に提出し、畜産局長が備蓄活用申請書の変更が適切であると認めた場合に限り、変更できるものとする。

第7 事業実施結果の報告

要綱第20に規定する事業実施結果の報告については、様式第5号により作成した報告書を畜産局長に提出して行うものとする。

第8 事業の委託

補助事業者は、必要に応じて本事業の一部を適切と認める者に委託することができる。

この場合、事業実施計画に委託先等を記入することとする。

期首備蓄数量 (4月1日時点)	期中 入庫数量	期中 供給数量	期中 廃棄数量	期末備蓄数量 (3月31日時点)	備考
〇〇t	〇〇t	〇〇t	〇〇t	〇〇t	

飼料作物等種子の備蓄の事業費

保管重量 (t)	事業費					その他
	事業費 (円)	種子保管費	入出庫費	種子検査費	保管損耗料	
〇〇t	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	

種子保管費の内訳

保管重量 (A)	保管期間		延べ 保管重量 (C = A × B)	保管単価 (D)	種子保管費 (E = C × D)
	入庫月～出庫月	月数 (B)			
〇〇t	〇月～〇月		〇〇t	〇〇円/t・月	〇〇円

委託先の備蓄種子と配分予定額

委託先名	草種名、品種名および保管重量 (t)	配分予定額

様式第2号（第4関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
名 称
代表者氏名

令和 年度 飼料穀物備蓄・流通合理化事業の補助金交付決定前着手届

飼料穀物備蓄・流通合理化事業実施要領（令和4年4月1日付け3畜産第1657号農林水産省畜産局長通知）別紙2第4の3の規定に基づき、事業実施計画に基づく以下の事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手したいので届出する。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業名	事業内容	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理由

農林水産省畜産局長 殿

所在地
名 称
代表者氏名

令和 年度 飼料作物種子備蓄対策事業における備蓄活用申請書

飼料穀物備蓄・流通合理化事業実施要領（令和4年4月1日付け3畜産第1657号農林水産省畜産局長通知）の別紙2第5の3の規定に基づき、次のとおり申請する。

1. 活用数量・時期

数 量（トン）	時 期

2. 活用理由（活用の必要性）

注1：活用理由の記載にあつては、生じたまたは生じる見込みの不測の事態および被害状況をふまえて記載することとし、客観的に活用理由がわかる資料を添付すること。

注2：供給後に提出する場合にあつては、緊急的な活用の必要性についても明記することとする。なお、緊急的な活用が必要となることが明確となった時点で事業担当者に報告を行うこと。

様式第4号（第6関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
名 称
代表者氏名

令和 年度 飼料作物種子備蓄対策事業における備蓄活用申請書の変更申請
について

飼料穀物備蓄・流通合理化事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇畜産第〇〇号
農林水産省畜産局長通知）の別紙2第6の2の（4）の規定に基づき、〇年〇月〇
日に申請した備蓄活用申請書について、次のとおり変更申請する。

1. 活用数量・時期

数 量（トン）		時 期	
変更前	変更後	変更前	変更後

2. 変更理由

（注）変更理由が客観的に分かる資料を添付すること。

期首備蓄数量 (4月1日時点)	期中 入庫数量	期中 供給数量	期中 廃棄数量	期末備蓄数量 (3月31日時点)	備考
〇〇t	〇〇t	〇〇t	〇〇t	〇〇t	

飼料作物等種子の備蓄の事業費

保管重量 (t)	事業費					その他
	事業費 (円)	種子保管費	入出庫費	種子検査費	保管損耗料	
〇〇t	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	

種子保管費の内訳

保管重量 (A)	保管期間		延べ 保管重量 (C = A × B)	保管単価 (D)	種子保管費 (E = C × D)
	入庫月～出庫月	月数 (B)			
〇〇t	〇月～〇月		〇〇t	〇〇円/t・月	〇〇円

注：保管単価算出の根拠となる参考資料を添付すること。

委託先の備蓄種子と配分額

委託先名	草種名、品種名および保管重量 (t)	配分額